

第 588 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 13 年 10 月 12 日（金） 14:00～16:05

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

3 議 題

(1) 諮問事項

諮問第 278 号「科学技術研究調査の改正について」

(2) 答申事項

諮問第 276 号の答申「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」(案)

(3) 部会報告

(4) その他

4 配布資料

1) 諮問第 278 号「科学技術研究調査の改正について」

2) 諮問第 276 号の答申「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」(案)

3) 部会の開催状況

4) 平成 13 年 8 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 8 号）

5) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委 員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同上杉経済統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省神保企画調整室長、経済産業省成田調査統計部長、国土交通省中西情報管理部長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同北田統計審査官

6 議事概要

(1) 諮問事項

諮問第 278 号「科学技術研究調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 1 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部の上杉経済統計課長が改正計画の説明を行った。

〔質 疑〕

飯島委員）昭和 35 年の大幅な調査範囲の拡大から 40 年以上を経ており、産業構造におけるサービス産業の比重の増大、平成 13 年 3 月閣議決定の科学技術基本計画及び国際比較性の向上という 3 つの観点から改正を行うことは評価できる。特に、サービス産業を調査対象とすること、科学技術創国立国を目指す我が国として、未来の科学技術に関する基本計画に沿った重点分野の側面から国際比較等を行うことは評価できる。

また、研究関係従業者数に「研究者のうち博士号取得者」欄を追加することとし

ているが、研究者の数のみならず質的側面から見ることは、国際競争を把握する上においても重要な視点だろう。

そこで2点伺いたい。まず1点目は、国際技術交流の有無の記入欄にある「うち親子会社」欄については、商法上の関連会社は出資比率50%超と50%以下で区分しているが、国際比較性の向上の観点から「親子会社」をどのような前提で定義付けているのか。

2点目は、研究者の把握に関して「派遣者は派遣先がカウントする」というのは理解できるが、「出向者は出向元がカウントする」としていることについては、出向先でなければ、その従業者が従事するのは研究か、製造部門か分からない。つまり、身分上の本籍は出向元であっても、出向先が就業規則を踏まえて雇用責任を負っており、出向先が研究者か、兼務者か、その他かを把握すべきではないのか。

上杉課長) 「親子会社」の定義としては、事業所・企業統計調査の「親子会社」の定義を準用している。つまり、出資比率50%超を「親子会社」ととらえている。

2点目の概念については、実際に飯島委員の指摘されたことが調査票の記入上起こり得るかもしれない。「雇用者」の概念との整合性等を部会で検討していきたい。

篠塚委員) 研究関係従業者数の研究者のカウント方法については、出向、派遣の形態以外にも、研究所、企業等が大学から研究者を受け入れるケースがあり、その研究に関して生産性を上げる上で何らかの研究活動をしているので、その形態の把握を検討していただきたい。

上杉課長) 研究活動の労働の対価を支払っていれば、「研究者」として計上する。あん分値はともかく、受入れ会社が計上するので捕捉できる。

篠塚委員) 費用面からの捕捉となるのか。

上杉課長) 受入れ側の従業者数の項目に加え、費用面でも人件費として把握できる。

竹内会長) その点に関連して、企業が大学の研究室で研究を行うケースは多く、受入れ側が大学で、給料は企業が支払う場合、どちらで捕捉するのか。

上杉課長) 企業側が対価を支払えば、企業側で捕捉する。

美添委員) 基本的な調査計画については、各委員とも賛成しており、私も同意見である。調査対象の拡大も評価できるが、参考1の「標本設計等の変更」についてコメントを加えたい。

法施行型移行前の統計審議会では、調査技術開発部会で標本設計について一般的な議論をしていたが、移行後はそのような方法がなく、当該部会で検討するという位置づけである。

母集団情報の更新周期を早めることは大きな改善につながり望ましい。また、調査対象の母集団を拡大する工夫もしている。一方、本調査計画ではサービス産業を新たに対象とするために、調査対象の再配分等を行うこととしているが、従来の調査では、小規模企業を中心として研究活動を全く行っていない事業所・企業がかなり存在していた。この点については、様々な代案が考えられるため、部会で詳しく検討していただきたい。

竹内会長) 標本設計等の変更は、調査結果に大きな影響を与える点であるが、テクニカルな

ことでもあり、本審議会での議論は省かせていただきたい。

また、調査票の「研究関係従業者数」欄について、OECDのフラスカチ・マニュアルに沿った形で、実際に研究関係業務に従事した割合であん分した値により実質的な人数をカウントすることは、原則として妥当だろう。しかし、自己申告のままでは、例えば、大学の記入者が教授をすべて研究者であると記入するなど整合性がとれない事態も考えられる。公表段階において、ある一定の基準を用いて、事後的に調整することを考えているのか。

上杉課長) 説明の際には触れなかったが、大学についてはフルタイム換算のあん分の項目を設けていない。

平成4年にフルタイム換算値についての実態調査を行っており、大学の研究者については、その換算値を用いた人数をOECDに報告している。

竹内会長) その方が良いだろう。企業では、フルタイム換算のための一定の基準は当てはまらず、記入者によって回答にばらつきが出る可能性があり、検討すべきだろう。

また、「調査票甲(企業等A)」の研究者の専門別内訳の項目で、「鉱山・金属」の用語は既に用いなくなっているのではないのか。現在使われている用語にするために、専門家の意見も聴くべきではないか。

本件については、企業統計部会において審議いただくこととし、後藤部会長にお願いする。

(2) 答申事項

諮問第276号の答申「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」(案) 総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料2の答申(案)の朗読を行った。続いて、美添運輸・流通統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

美添委員) この改正計画については、本年7月13日に諮問を受け、運輸・流通統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は3回(7月26日、8月8日及び9月27日)にわたって開催された。

まず、答申(案)「1 今回の改正計画」については、「調査体系」を3つのグループに分けている。1つ目は指定統計調査として存続する石油製品需給動態統計調査であり、石油の安定供給を図るための正確なデータを把握するという重要性は今後も変化がないと考えられることから、適当と判断した。

2つ目は繊維流通統計調査及び非鉄金属等需給動態統計調査であり、現行の指定統計調査から、いわゆる承認統計調査に変更して調査を実施する。諮問文では正規の表現を用いて「統計報告の徴集」としているが、部会審議の際、統計関係者が答申文を読むことを考慮すると、一般に周知されている承認統計調査という用語を用いた方が良いとされたため、事務局の検討を経て本文に盛り込んだ。これらの統計調査については、調査の重要性は低下しているものの、関連施策の基礎資料を得るという行政施策上の必要性は依然存続すると判断した。

最後のグループは石炭需給動態統計調査と紙流通統計調査であるが、これらは石炭政策の終了、紙に関する需給見通し策定の必要性の低下等、行政施策上の必要性

が低下していることが認められ、調査を中止する改正案を適当と判断した。

「調査対象、調査事項等」は、存続する統計調査について検討した。石油製品需給動態統計調査については「石油製品販売業者月報」を中止し、調査客体数を現行の4,235事業所から380事業所に大幅に削減する計画であり、調査の効率化・簡素化が実現されるほか、答申（案）にもあるとおり、経済産業省生産動態統計調査から組み入れる予定の「石油製品製造業者・輸入業者月報」により代替的な資料も確保できることから、適当と判断した。

また、繊維流通統計調査及び非鉄金属等需給動態統計調査については、承認統計調査に変更しても行政上必要な情報は把握でき、利用面についても問題がないことから、需給・流通動向の実態把握の簡素化、報告者負担の軽減が図れると判断した。

次に、「調査系統」については、指定統計調査としては画期的な提案がなされ、調査事務の一部を民間機関へ委託する計画となっている。具体的には、石油製品需給動態統計調査については、調査票の配布・集計に関する事務を民間機関に委託し、承認統計調査に変更となる繊維流通統計調査については、調査票の配布・回収・審査・集計の一貫した事務を民間機関に委託する計画である。

これについては、まず、民間委託が可能かを議論したが、十分な能力を持つ民間調査機関が現に存在すること、国の事務の効率化にも資するものであること等を確認した上で、適当と判断した。

ただし、委託先調査機関の選定については、部会審議の段階では具体的にどこの機関に委託するか確定しておらず、「なお書き」として、「委託先調査機関の選定に当たっては、調査内容に関する知識が十分あること、調査客体の協力が得られ、調査票の回収率が確保されること等を勘案して選定する必要がある。」と付け加えている。

統計調査全般の傾向として、今後、類似の民間委託が検討されると考えられるため、一定の判断基準をここに示した。

最後に、「集計様式及び結果の公表」については、調査事項の変更に対応した集計区分の変更等を計画しており、必要な需給動向が適時、的確に明らかになることから、おおむね適当とした。ただし、今回の改正に伴い、各統計調査の結果において時系列データの断層が生じることから、この点については報告書等において利用者には十分な説明や情報提供を行うよう指摘している。

「2 その他」については、今回の改正計画では従来調査に比べ多くの変更が加えられることから、調査客体に対して、変更される内容や新しい調査方法等について分かりやすく説明し、周知を図ることが必要であるとした。

[質 疑]

篠塚委員) この答申（案）については異存はないが、「調査系統」について確認させていた
だきたい。まず、1点目は、かつて指定統計調査で民間の調査機関などに委託した
ケースはあったのか。

2点目は、石油製品需給動態統計調査については、配布・集計は民間委託し、
回収・審査は国が行うとして2つの事務に分けたが、分ける際の基準についてどの
ような議論を経て、配布と集計だけは民間調査機関で良いと判断したのか。「民間

の調査機関が非常に能力を持っている」とすると、回収を含めて全ての事務を民間委託しても良いと考えられるのではないか。

美添委員) 御指摘の点は詳しく検討した。

まず、指定統計調査で集計等を民間委託しているケースは、非常に多い。調査票の配布等の民間委託に関しては、国土交通省（旧国土庁）の法人土地基本調査があげられ、本改正計画と同様に調査票の回収・審査以外の配布・集計に関する事務を民間委託している。

2点目の指定統計調査である石油製品需給動態統計調査については、配布・集計に関してのみ民間委託とするのに対し、承認統計2調査に関して全ての事務を民間委託することについては、部会においても御指摘の趣旨と全く同じ議論があった。

当初の原案では、御指摘のように、指定統計調査も全て民間委託にすることも検討されていたが、調査客体に信頼して回答していただくためには、回収先は国である方が好ましいとされ、回収された調査票について調査客体に様々な確認を行う審査まで国が担当することにより、回収率も十分確保できるような質の高い審査を実現することが指定統計調査の重みであると判断した。

「指定統計調査であることから」と答申（案）に明記しているのは、そのような意図が込められている。

北田審査官) 今の部会長の御説明のとおりであり、指定統計調査においても、集計事務、データの入力事務等については、多くの調査で民間委託が行われている。

ただし、指定統計調査において、調査客体に接する事務である調査票の配布を行っている例としては、法人土地基本調査があり、今回の石油製品需給動態統計調査が2例目となる。

竹内会長) 民間委託は、今後増加することが考えられ、効率性及びコストが明確になるという2つの面で良いのではないか。民間委託でのコストの支払いにより、コストが明確になる。

そのような意味で、民間委託が増加することは望ましいと考えるが、法的に調査の主体はあくまで国としなければならない。特に、指定統計調査には「申告を命ずることができる」という報告義務に係る規定があり、発動されたことはないが、罰則規定もある。

このようなことから、「主体は国である」ということを明確にした上で、業務を民間に委託することをはっきりさせておく必要がある。これから民間委託が増加していくと考えられるだけに、法的な概念整理は統計基準部において考えていただく必要があるだろう。

本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。御異論がなければ、総務大臣に対して答申することとする。

それでは、実施者である経済産業省の成田統計調査部長から御挨拶をいただく。
成田部長) 今回御審議いただいた石油製品需給動態統計調査をはじめとする石油、繊維、石炭、非鉄金属及び紙に関する需給・流通統計調査については、戦後の混乱期に開始され、当時は主に物資の割当及び配給監査のための基礎資料として活用されていた。

その後、昭和 30 年代以降は、個別産業の需給調整、さらには経済分析の基礎資料として活用されてきたが、これらの産業を取り巻く状況が大幅に変化していることを踏まえ、今般、石炭需給動態統計調査及び紙流通統計調査については中止、非鉄金属等需給動態統計調査及び繊維流通統計調査については承認統計調査に変更し、石油製品需給動態統計調査については指定統計調査として継続するものの、報告者負担の軽減、一部業務のアウトソーシングを図ることとした。

今般の答申については、竹内会長、美添部会長及び各委員、専門委員の方々から貴重な御意見をいただき感謝している。今後は、本日いただいた答申を踏まえ、報告者、都道府県等、調査関係者に混乱が生じないように、着実に実行してまいる所存である。

(3) 部会の開催状況

1) 企業統計部会

平成 13 年 7 月 6 日及び 7 月 26 日に開催された第 66 回及び第 67 回企業統計部会（議題：「個人企業経済調査の改正について」）の開催結果について、後藤部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

竹内会長）部会において、個人企業の調査単位を事業所から企業にしてはどうかという意見があったとのことであるが、個人企業を個人で捉えるのは分かるが、企業単位で捉えるとはどのような意味か。

後藤委員）個人企業の中には複数の事業所を持っているものもあり、名寄せして企業単位で捉えたらどうかということである。

竹内会長）個人企業を特定の個人の名前で名寄せすると調査対象は個人ということになるのではないか。

北田審査官）部会において議論になったのは、本調査が事業所・企業統計調査により個人経営と区分された事業所を母集団として標本抽出を行っていることについて、本調査が個人企業という企業単位の調査のイメージであるにもかかわらず、調査対象が事業所であるのは齟齬があるのではないかということである。

この点について、調査実施部局から實際上、支店、本店を持っている個人企業はほとんどないという状況からこのような取扱いをしているという説明があり、部会長の御説明のとおり、実際に個人企業の事業所の中で、本店、支店を持つ個人企業はどのくらいあるのかを踏まえた上で検討することとなった。

竹内会長）事業所から個人企業を捉えることは問題ないが、個人企業は事業所とは別に存在する訳ではなく、例えば、商店と宿屋と駐車場をある特定個人が経営していても、統計上はそれぞれを個別の企業として区別できないのではないか。結局、個人企業は事業所主体で考えざるを得ないのではないか。

舟岡委員）多数の店舗展開をしている個人企業の場合、仕入れ等について事業所ベースで捉えられるかは微妙な問題がある。

竹内会長）名寄せはどのように行うのか。

舟岡委員）名寄せというより、本店で一括して調査するという方法もある。

竹内会長）例えば、一般企業であれば、商店、ゴルフ場、駐車場は別会社に分けられるが、

個人の場合が多岐にわたる商売を行っていても別会社とは言えないのではないか。
舟岡委員) 個人企業でありながら、いたる所で店舗展開している例もある。少なくとも事業所・企業統計調査の母集団名簿は本店、支店に区分して整備されている。

竹内会長) 個人企業があたかも個人と別に存在するような概念付けは無理であり、事業所を手がかりとして個人企業概念を定めるということであろう。

篠塚委員) 個人企業の「営業上の資産及び負債」について、調査客体のプライバシー保護に関する記述があるが、他の統計調査で、かつて「調査客体のプライバシー」の問題を重要視し、特別に扱ったようなケースはないのか。

北田審査官) 個人企業経済調査には、これまで調査票が幾つかあり、その中の「営業資産・負債票」について、このような取扱いをしているものである。

本調査のように統計調査員、都道府県が開封せず、密封した上でセンターに直送する形態を採っているのはこの統計調査のみである。

竹内会長) 個人を対象にした統計調査には同様のものはないのか。

北田審査官) 密封して統計調査員に提出できるものとしては国勢調査があるが、これは市町村で審査の際に開封している。この統計調査は都道府県でも開封せず、総務省統計センターに直接送ることが特徴であり、他に例はない。今回、調査票を統合する際に、従来、密封されていた部分について、同様の方法を踏襲すべきかという議論があったものである。

竹内会長) この点について、「調査客体のプライバシー保護」という用語に関しては、個人企業については用いても良いと考えられるが、それ以外の企業を対象にした調査については、同様の意味で「プライバシー保護」という用語を用いないようにしていただきたい。プライバシーという用語が拡大解釈される恐れがある。

いずれにしろ、調査に対する協力を得るために、必要であればこのような何らかの措置を採るべきだろう。

2) 産業分類部会

平成13年9月21日に開催された第13回産業分類部会(議題:「大分類H-情報通信業について」及び「その他」)及び10月5日に開催された第14回産業分類部会(議題:「大分類A-農業・大分類B-林業について」、「大分類F-製造業について」及び「一般原則について」)の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 新聞業及び出版業が大分類を越えて、製造業から情報通信業に移行することによって、統計上、継続的にデータを取るのが困難になる恐れはないか。

舟岡委員) 現行の中分類「出版、印刷・同関連産業」の中の新聞業及び出版業と、今回情報通信業の小分類とする新聞業及び出版業とは基本的に対象が異なる。

竹内会長) 分類の組み替えになるのか。

舟岡委員) 組み替えというよりも、印刷に焦点を当てるか、印刷以外のサービス活動としての新聞、出版に係る編集、発行業務に焦点を当てるかで異なってくる。継続性をどこまで重視すべきかについては異論があるところだろう。

竹内会長) 例えば、改訂後は、高速印刷機を持っている新聞社の本社はいずれに分類される

のか。

舟岡委員) 主業による格付となり、印刷が過半であれば印刷業となるが、この分類格付は悩ましい。調査所管省で良い知恵を出し、調査を実施していくほかないだろう。

竹内会長) いずれにしても、継続性の問題は起こりそうだ。

舟岡委員) 新聞社を編集から印刷まで一貫した工程で捉える分類の立て方は現在も行われてなく、改訂後は印刷が中心の事業所であれば製造業の中の印刷業に分類される。

竹内会長) 大手新聞社は、概ね印刷工場を自社内に持ち、編集局で新聞制作とともにコンピュータで全て版まで製作しているのではないか。

舟岡委員) 大手新聞社の中でもいくつかの新聞社では、自社内に印刷工場を持っていないと聞いている。

竹内会長) 次に、一般原則については、本社が管理業務とこれ以外の産業活動業務を行っている場合は、両者を比較して主たる業務によって格付すべきとする以前から継続する原則を明確化するという趣旨か。

舟岡委員) 本社が管理業務以外に現業的な活動も併せて行っている場合の一般原則についてである。

竹内会長) これまでも一般原則では、本社の業務のうち、管理業務が主であれば、現業的な活動の方に分類することとはしていなかったはずである。例えば、あるビルに本社の管理業務と食堂があった場合、ビル全体を食堂業に分類することにならないように明確にするという趣旨ではないか。

舟岡委員) 議論して以前の考え方と変わってないことを確認したということである。

3) 運輸・流通統計部会

平成 13 年 9 月 27 日に開催された第 108 回運輸・流通統計部会（議題：「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

4) 鉱工業・建設統計部会

平成 13 年 10 月 4 日及び 10 月 11 日に開催された第 68 回及び第 69 回鉱工業・建設統計部会（議題：「経済産業省生産動態統計調査の改正について」）の開催結果について、清水部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 内閣府（旧経済企画庁）の景気動向指数との関連の問題は、次回の部会で結論を出されるのか。

清水委員) そのとおり。

美添委員) その問題については、結果概要に記載されているとおり第 93 回経済指標部会（平成 12 年 7 月 19 日開催）の議事録を確認すると明確になる。

当時の経済企画庁が検討を重ね、原材料に関する調査が困難となった理由と、仮に無理をして調査を継続しても精度の高い統計を作成することが不可能であることを理解し、この欄の削減を了解したことが記載されている。

今回も改めて確認する趣旨は理解できるが、過去の経緯も十分御確認いただきたい

い。

竹内会長) 今回は過去に十分審議しており、当時の経済企画庁が原則了解しているから解決できるだろう。しかし、今後、このような類似の問題が起こったとき、法施行型以前の経済指標部会の機能をもった部会は現統計審議会にはなく、実務的な調査計画案が諮問されたとき、ユーザー側からの異議が出ると難しい問題となる。そのような場合についての統計審議会の運営方法は、これから検討していかなければならないだろう。